

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和 6 年 1 2 月 9 日

○出席委員（１１名）

委員長	瀬崎伸一	副委員長	世古雅人
委員	山本欽久	委員	南川則之
委員	濱口正久	委員	山本哲也
委員	戸上健	委員	木下順一
委員	坂倉広子	委員	尾崎幹
委員	世古安秀		
議長	河村孝		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村企画財政課長、斎藤副参事、村田室長、小崎副室長
- ・勢力総務課長、山本補佐、栗原係長
- ・中井市民課長、横田補佐
- ・高村建設課長、木田補佐、勢力室長、立花副室長
- ・小竹教育長
- ・岡本教委総務課長、寺本補佐、天田係長
- ・奥村教委生涯学習課長、永野補佐、大田係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	岡村なぎさ
書記	

(午前10時06分 再開)

○瀬崎伸一委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第29号、鳥羽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、議案第30号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第31号、鳥羽市分課組織条例の一部改正について、議案第32号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第33号、工事請負変更契約の締結について、議案第34号、指定管理者の指定について（鳥羽マリナターミナル）、議案第35号、指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館外6施設）の議案7件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

本日は、議事の進行の都合上、一部議案の順番を入れ替えて審査を行いますので、あらかじめご了承ください。

それでは、これより付議議案の審査に入ります。

議案第29号、鳥羽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、議案第31号、鳥羽市分課組織条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

斎藤副参事。

○斎藤副参事 企画財政課、斎藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案第29号、鳥羽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてと関連して議案第31号、鳥羽市分課組織条例の一部改正についてに関して企画財政課と総務課からご説明させていただきます。

提出議案の1ページ目の議案第29号、情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については行政手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うことについて必要な事項を定めたく、本提案とするものでございます。

この先、さきに提出いたしました資料により説明をさせていただきたいと思います。

資料の企画財政課1と記載された資料をご覧ください。

こちらになります。

初めに、条例案の背景と経緯についてご説明申し上げます。

まず、本市のDXに係る現況を整理しております。

市民向けのDX施策につきましては、オンライン診療や医療Ma a S車両の導入、システムによる電子納税、一部申請手続のオンライン化等の各課の総意工夫により個別の展開が図られているものの、全庁的にDX推進に取り組めておらず、非効率な状況でございます。

また、市役所の内部業務については、先進市町や近隣市町と比較すると、非効率な事務手続が残っている状況でございます。

非効率な事務手続の見直しが進まない背景といたしまして、職員アンケートでは、7割以上の職員がDXや

業務改善を進める必要性について感じているものの、業務多忙による時間的余裕のなさや、業務改善を行うノウハウがない等がネックとなっているという意見が上げられております。

また、例規等のルールにアナログ的手法を前提としたアナログ規制が存在しており、デジタル化やデジタル技術の活用を拒んでいるとの意見がありました。

次に、市議会「所管事務調査結果に基づく提言書」のところでございますが、こうした現況について、市議会から（１）から（３）のとおり具体的な提言をいただいております。さらにこれ以外にも、これまで一般質問等でＤＸの推進について、ご提案もいただいております。

これらを踏まえ、職員ワーキングでのＤＸ推進の議論のとおり、検討を進めてきたところでございます。

市議会からの提言以降、総務課、企画財政課での検討を進め、ＤＸの対象範囲や進め方に一定の整理を図った上で、令和６年９月に関係所属職員及び有志の職員を参集して、鳥羽市役所ＤＸ推進ワーキンググループを設置いたしました。

ワーキンググループでは、定型業務等の見直しやＩＣＴデジタルツール等の導入による生産性向上・行政運営の効率化・就労環境の整備等の進め方について、先進自治体の事例集や近隣市町へのヒアリング、各課への調査、既存調査資料等を活用しながら検討・整理を実施いたしました。

本年１１月８日に本市のＤＸ施策に係る方向性の報告書としてまとめ、１１月１１日の政策経営会議にて、当該報告書に基づいて全庁的にＤＸを図ることを確認しました。

この報告書に基づき、ＤＸ推進の方針と当面の取組事項を整理しております。

まず、市民向けのＤＸ施策については、各課の創意工夫により個別に進められていますが、引き続きこれらの取組を進めるとともに、さらなる市民の利便性向上や属性を問わないユニバーサルな対応を実現するため、「行かなくてもよい窓口」の推進等のフロントヤードの改革を進めることとしております。

また、他の市町と際立って遅れが生じている内部事務については、情報システムの標準化対応や業務改善を進め、デジタル化等の効率化を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進やカスタマーハラスメント対策等の観点から就労環境の整備に努めることとしています。

その上で当面は、令和７年４月以降からの本格的ＤＸ推進が図れるよう、関係例規や組織体制を整備し、外部の専門人材等の知見を活用しながら、本市のＤＸ推進に関する課題整理・解決に取り組むこととしています。

次に、２ページ目をご覧ください。

今回の議案第２９号、情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の概要でございます。

条例制定の背景と趣旨については、大きく２点でございます。

一つ目が、令和元年１２月に施行された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」通称デジタル行政推進法には、「地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。

続けて２点目、市議会による「所管事務調査結果に基づく提言書」において、ＤＸ推進に当たっては「組織体制の構築が必要」と提言されております。この提言の内容に踏まえつつ、提言以降、庁内ワーキング等により先進・近隣市町の状況を踏まえて、ＤＸ推進に関する協議を行ってきました。

デジタル化・デジタル技術を拒んでいるとされるアナログ規制の撤廃や各課の自主的な業務見直しを推進するため、本条例の制定の必要性が議論されております。

このような背景を踏まえ、本市においても、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、まずは本市の条例や市の手続が定める規則等に基づく申請、届出その他の手続に関し、従来の書面による手続に加えて、情報通信技術を利用を可能とするために制定するものです。

続けて、各条について、概要を整理しております。

なお、具体的な条文は議案書の２ページから８ページにございます。

第１条と第２条で目的と本条例の対象を定義しております。

目的としては、繰り返しになりますが、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的としております。

対象については、「条例等」「市の機関等」でございますが、具体的には「条例等」は本市の条例及び規則の全て、「市の機関等」は市の執行機関、上下水道事業管理者、消防本部、市議会もしくはこれらに置かれる機関や職員に加え、指定管理者を含む全てと定めております。

続けて第３条では、情報システムの整備について記載しており、市の機関等は、デジタル化に当たって必要となる情報システムの整備及び安全性・信頼性を確保しながら、事務の簡素化又は合理化を図るとしております。

第４条から第８条では、手続等におけるデジタル化について記載しています。

市民や市の機関が行う申請、処分通知、縦覧、作成等について、各個別の条例の規定にかかわらず、デジタル化を可能とします。

また署名等が必要な手続や手数料の納付については、規則で定めるところにより代替できるようにします。

また手続等のうち、どうしても対面の確認が必要なものや既に個別の条例等でデジタル化ができることが規定されている場合などは適用除外としています。

右側に移ります。

第９条では、添付書面等の省略について記載しています。

市民の利便性向上を図るため、住民票の写し等の添付書面等は、個別条例等の規定にかかわらず、市が直接情報を入手し、参照できる場合は不要とします。

第１０条では、デジタルデバイトについて記載しています。

デジタルデバイトはその定義は、法令上定めのあるものではないですが、一般的に、情報通信技術が使える方と使えない、使うことが難しい方との情報量や経済的な恩恵等に格差が生じていることを指します。

本条例の制定は、行政手続等についてデジタル化やデジタル技術の活用を推進するものではございますが、市民の方がデジタル化等により、不利益が生じないよう、年齢、障がいの有無等、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずることを記載しております。

その他、デジタル化がされた手続について必要に応じてウェブで公開するとともに、本条例で定めていない詳細な事項は規則で定めることとしています。

本条例の制定によって、あらゆる行政手続についてデジタル化を可能とすることで、市民の利便性向上と行政運営の効率化を図ることができると考えております。

なお、実際の運用に当たっては、本条例の制定後、関係各課や職員ワーキング等において、情報システムや関係例規の整備、個別手続の整理、D X推進施策の検討・整理等を行い、順次実施することとしています。

続きまして3ページ目をご覧ください。

D X推進に当たっての組織体制の整備をご覧ください。

議案第31号にも関わる内容になりますが、こちらの資料は職員ワーキングで検討され、報告書に記載されたものを抜粋したものであり、D X推進に当たっての趣旨等になります。

限られた予算や人員の中、組織の壁を越えて、全体最適化の見地から住民と行政の接点（フロントヤード）の多様化・充実化や自治体の情報システムの標準化・共通化等の自治体におけるD Xを推進するためには、効果的な推進体制の構築が不可欠でございます。

また、D Xの取組は多くの業務に関係する取組を行うことから、全庁・横断的な体制を構築する必要がございます。

これらのことを踏まえると、デジタル技術を活用した業務改善等を積極的に推進する体制を整備するため、トップダウンによる強力な指示系統の確立、多様なニーズの収集とD X施策の検討、全庁横断かつスムーズなD X施策の推進等により組織を見直す必要がございます。

具体的には、トップダウンによる強力なD X推進を図るため、青枠のとおり市長を中心に関係課が参集する政策経営会議において、市の重要なD X施策等について意思決定を行い、スライド下部の紫枠のとおり各課にD X推進を促す体制とします。

また、スライド右側の緑枠のとおり、多様なD Xニーズを庁内外から収集・整理し具体的な検討を提言するため職員ワーキングを継続して運営することとしています。

あわせて、横断的かつスムーズなD X推進を図るため、先ほど申し上げた体制等が機能するよう赤枠のとおりD X専門部署としてD X推進係を設置し、D X推進の旗振り役に取り組むこととしています。

また、よりD X推進に当たっては、専門的な知見から適切な政策決定ができるよう外部の専門人材の確保にも取り組む予定でございます。

こうした組織体制の見直しを行うことで全庁横断的なD X推進体制を整備したいと考えております。

最後に、4ページ目のスライドになりますが、こちらは鳥羽市役所のD X推進に向け、ワーキンググループが提出した中間報告書の概要になります。

参考資料として添付させていただきました。

以上が企画財政課からの説明となります。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 私のほうは、一つ議案を飛ばしていただきました。一部改正について関連しますので、併せて説明させていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。

先ほどの企画財政課副参事の説明と重複する箇所もございますが、ご了承願います。

議案第31号、鳥羽市分課組織条例の一部改正についてで、提案理由といたしましては、デジタル技術を活用した業務改善等を積極的に推進する体制を整備するため、組織を見直したく、本提案とするものでございます。

1ページめくっていただきまして、14ページをご覧ください。

改正の内容といたしましては、企画財政課において、分掌をすべき事務に第6号といたしまして、デジタル施策に関することを追加するものでございます。

附則でこの条例は、令和7年4月1日から施行するものとさせていただいております。

改めまして、内容ですが、組織の見直しについては、以前よりDX関係を含めて検討をまいりました。

また、先ほどもありましたが、議会から予算編成に対する提言書、所管事務調査結果に基づく提言書等を踏まえて検討しており、今各課では任意ではありますが、DX推進に向けた取組も行っていました。

今回の組織見直しに当たっては、改めてデジタル化、デジタル技術を活用した業務改善等を積極的に推進する体制を整えることで、高度化、多様化する市民ニーズへの対応、定型業務の効率化による生産性の向上及び柔軟で働きやすい職場環境の組織を図り、持続可能な組織づくりを目的とするもので、令和7年度より企画財政課に担当係を新設することにより、より積極的かつ専門的にDXを推進しようとするものでございます。

資料を総務課から一部つけさせていただいております。

こちらは組織・機構再編の案で、こちらのほうで企画財政課のほうに新設するDX推進係の表示をさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第29号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

資料4ページ、出していただきました。拝読して2点、この中でお聞きします。

1点目は、1ページのDX推進の一番下段、方針と当面の取組項目の中に、他市町等と際立って遅れが生じている内部事務というふうに記載されております。具体的にどういうことなんでしょうか。

際立ってほかの市町からやで。鳥羽の事務がここが遅れていると、考えられない記述なんやけれども、こういうところがそうなんです。事例を二、三挙げてください。

○瀬崎伸一委員長 小崎副室長。

○小崎副室長 私もこの職員ワーキングの旗振り役の一人として参加をしまして、このワーキングの中で、様々な周辺自治体の例えばICTのサービスメニュー、どのようなものを契約しているかというの、一通り調べを進めました。その結果、標準的にいろいろな市町が入れているソフトというのを一覧化しまして、各市町の導入状況というのを調べましたところ、特にフロントヤードといわれる市民が申請するオンラインの申請に必要なソフトとか、そういったものは、一定鳥羽市は導入していることが確認されたんですけども、特に

内部事務、そのバックヤード側のシステムの導入というのが非常に遅れていると、例えば勤怠管理のシステムであったり、文書管理のシステムであったり、外部のフロントヤードの側はどんどん先行して進んでいくんですけども、バックヤード側が停滞していて、ほとんど進んでいないと。そういったところに大きな乖離があって、それが周辺市町と比べると非常に大きな乖離、非常に遅れているとそういった状況になっております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。

2点目ですけれども、4ページのワーキングについてをお聞きします。

関係課と有志の職員、計13名とあります。この非常に情熱を燃やして、このDXに取り組みたいと名を上げた職員が何人かいるわけですね、関係課の職員と有志の職員ですから。名を上げた職員というのは何人ぐらいいるのでしょうか。それと、それは全員がこのワーキンググループメンバーになったのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 小崎副室長。

○小崎副室長 ワーキンググループのメンバーは、総勢で13名という体制で行いました。

関係課として、私たちが指名をさせていただいたのは、総務課の行政担当の職員であったり、人事担当、あと情報担当、あと私ども行政改革の担当という者、あと市民課、フロントヤードの担当というのは指名で入れたんですけども、そのほかにも健康福祉課の課長補佐さんであったりとか、観光商工課の職員さん等々5名の方が自主的に手を挙げられて私もこのワーキングに参加をしたいということで、5名の方に手を挙げていただいて、全員が参加したという形になっております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 5名というのが、多いのか少ないのかちょっと僕は300人おる職員の中で、これ率先して取り組みたいという職員が名を上げたのが5人というのは、そんなにどうなんかなというふうに思いますけれども、その5人の意欲、担当課の先ほど指名なされたということだけでも、その8人指名したわけやな、13人なわけやで。

それで13人がこれから核になっていかはるというふうに思います、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 1点だけ教えてください。

議会からの所管事務調査の提案もあってということで、我々も生成AIについて、いろいろ戸上委員と尾崎委員、山本哲也委員と調査させていただきました。

山本哲也委員から、データ化については鳥羽市は周回遅れしとるということで今現在として鳥羽市は二、三周遅れとんのかなと私も思っところですよ。

そういった中で、1点だけデジタル施策に関することということで、今話題になっている生成AIとかそう

いった類のことも含めて検討をされるというか、そこまで考えておるか、少し教えてください。

○瀬崎伸一委員長 小崎副室長。

○小崎副室長 すみません、このワーキングは、まだ言わば改善したいという思いを持った職員の集まりであって、あまり専門的な知識を持ち得ない検討であるということが、そこが限界でした。

これから来年度、専門部署設置してこの鳥羽市にとってどういった形でＩＣＴ化を導入していくか、進めていくか、またＤＸ化を進めていくかというところを検討しつつ、必要であれば、そのＡＩの技術も活用したＤＸ化を図っていくということになろうかと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ぜひ、いろんなところについて他市に後れを取らずにやっていただきたいなと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 では、ないようですので、次に、議案第３１号について、ご質疑はございませんか。

鳥羽市分課組織条例の一部を改正する条例についてであります。ございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 １点教えてください。

今回、先ほども言いましたように、議会からの提案ということで、課の編成ということで、ＤＸ推進係ということで新設をされるということですが、他市の状況を見ておると、ＤＸ推進室とか大きな母体で考えていろんな中身が深いということで、室という形で担当の管理職を置いてやっとなるというケースがあると思います。

鳥羽市の場合はＤＸ推進係ということで新設をされるということなんですけれども、この組織の中で現状ちょっとこう見てみますと、企画財政課の中も結構人員が少ない中で兼務で企画経営室の室長とかが、移住・定住係の係長をしていたりとか、いろいろ兼務の中で動いているケースがあるんですけれども、このＤＸ推進係というのは、すごく先ほどから説明を伺ったように範囲が広いし中身も濃いということで、しっかりとした体制づくりが必要であるのではないのかと思いますけれども、総務課長、しっかりされとるので、その辺は私が言わなくても検討はしてくれていると思うんですけれども、財務係のように、担当の課長補佐を置くとかいろいろ係長も含めて体制づくりはしっかりしとんやというところを説明お願いします。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 南川委員のご質問ですが、当初企画財政課、総務課のどちらのほうで配置しようかなということも議論させていただきました。

また、企画財政課になった折には室での検討もさせていただきましたけれども、一つの課に二つの室というのはそぐわないのではないのかということも含めまして、係という形にはなりました。

ただ、体制としましては、ＤＸ推進係の体制で強化できるような体制にしたいというふうに関今現在考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ぜひ、体制づくりをしっかりしていただいて、議会からのそういった提案ということで、何回も言いますけれども、よくあるケースは係長一人の係一人とか、会計年度一人をととか、取りあえず係をDX推進ということで、係つくったよではなかなか責任の度合いからすると、議会から言うたからこうなったというのでは困りますのでしっかりと、先ほど副参事がいろんなことを説明いただきましたけれども、これに向かって大成できるような体制でしっかりやっていただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 では、ないようですので、次に、議案第30号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 総務課、勢力です。引き続きよろしくお願いします。

議案書のほうは9ページをご覧ください。

議案第30号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されることから、関係条例について所要の改正をたく、本提案とするものでございます。

なお、罰則規定の改正によるものは、津地方検察庁への事前協議が必要でありますので、そちらのほう行った上で認められておるところでございます。

また、事前協議に当たり事務担当者間での調整におきまして、既に規定している罰則規定の一部に明確でない部分があるとの指摘がございましたので、その部分の改正もしております。

それでは、議案書の10ページをご覧ください。

まず、第1条としましては、鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、第2条が鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例、第3条が鳥羽市職員給与条例、第4条が鳥羽市職員の退職手当に関する条例につきましては、それぞれ該当する条項の「懲役」または「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

続きまして、第5条は鳥羽市民の環境と自然を守る条例につきましては、新旧対照表の8ページをご覧ください。

この条例につきましては、先ほど文言の改正に併せて明確でない部分の指摘の箇所を改正しております。

その部分が第68条、第69条の部分で現行（旧）のほうで、「者」という言い方を改正しております。これは、命令に違反した者という規定では違反した個人に限定されてしまうため、「命令に違反したときは、その違反行為をした者」とし、違反行為をした者が法人である場合も、当該罰則の対象となるよう改めるものでございます。

そのほかにつきましては、禁錮等の改正をしておるところでございます。

続きまして、もう一度議案のほうに戻っていただきまして、11ページをご覧ください。

第6条、鳥羽市消防団条例及び第7条、鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例につきましては、それぞれ該当する条項の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日の第1項で、経過措置を第2項から第5項まで規定しております。

なお、第1項の施行期日ですが、こちらの刑法等の一部を改正する法律では、令和7年6月1日と今現在上程されているところですので、こちらになる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のほうよろしく申し上げます。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。議案第30号についてご質疑はございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 では、ないようですので、次に、議案第32号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○中井市民課長 おはようございます。市民課、中井でございます。

それでは、提出いたしました議案について説明申し上げます。

提出議案書の15ページをご覧ください。

議案第32号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

本議案の提案理由につきましては、本市の国民健康保険事業の動向及び財政状況を鑑み、今後も持続可能な事業運営を図るため、所要の改正をするものとして提案するものでございます。

では、改正条文の前に今回の改正の概略等を説明させていただきます。

提出いたしました資料、鳥羽市行政常任委員会市民課1の、このような資料です。これの1ページをご覧ください。

本市の現状における国民健康保険事業の課題としましては、大きく二つございます。

一つ目は、標準保険料率への統一、二つ目は財源不足への対応でございます。

まず一つ目の標準保険料率への統一ですが、県下広域連携会議等で取り決めた三重県国民健康保険運営方針並びに保険料水準の統一に向けたロードマップ等に基づいて、令和11年度までに資産割を廃止した3方式、所得割、均等割、平等割、この3方式への保険料算定方法の統一と、各市町の保険料率を三重県が算定する標準保険料率へ近づけるように取り組むこととされております。

次に、二つ目として、財源不足への対応ですが、人口減少やいわゆる団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行、これ等につきまして、被保険者数が減少したことに伴いまして、国民健康保険税等が減収となり、近年の単年度収支は赤字となっております。

支払準備基金もほぼ取り崩しても、この状況でございますし、国保税の独自軽減を目的とした基準外繰入れなどはできない状況の中、財源不足への対応は喫緊の課題となっております。

また、この10月から社会保険の適用対象となる要件が改正されたこともございまして、以前にもまして被

保険者数の減少が予想されることから、財政状況はより厳しくなるものと思われます。

そうしたことから今後も安定的かつ持続可能な国保財政に取り組むため、国保税における3方式への変更と今後の保険財政を見据えた税率改定及び改定期期について市長から国保運営協議会への諮問をいたしました。

運営協議会は、その諮問を受けまして、8月1日と9月26日に開催されまして、活発な議論、慎重な審議が行われました。

財政基盤がひっ迫する中で今後も被保険者の皆さんが安心して医療を受けていただけるよう、持続可能な国保事業を目指すためには、課題を先送りするのではなく、のちの世代のことも考えてみんなで支え合うという考え方からこれからも健全で安定した運営が図られるよう、保険税率の改定はやむを得ないことを了承すると
の文言と税率の改定案が示された答申が10月23日に会長から市長に手交されました。

その答申に基づきまして、今回の条例改正案とした税率の改定が、資料1の2ページになりますので、ご覧
いただきたいと思います。

一番上が現行の税率、一番下が改定案、2段目と3段目は参考とした令和5年度、令和6年の標準保険料と
なります。

改定案に至る議論の大筋としましては、資産割を令和11年度に向けて、段階的に引き下げて、令和6年度
標準保険料に近づけながら、税收額全体を引き上げるものとして、またおのおの、いわゆる所得割、資産割、
これと応益分、均等割、平等割の割合等にも配慮しながら改定案のとおりとなりました。

改定案ですが、所得割、均等割、平等割につきましては、令和6年度標準保険料にほぼ近づけながら、資産
割については現行の3分の2程度になっております。

合計で申し上げますと、所得割は現行より1.1%増の12.5%、資産割は9.1%減の19.0%、均等割
額は9,700円増の5万5,600円、平等割は2,100円減の3万4,800円としております。

この改定案で、試算をいたしますと、国保税の全体額は令和6年度と同じ被保険者数や課税状況で試算いた
しますと、調定ベースで5,000万円ほどの増になる予定でございます。

ただ、今後も被保険者数の減少が予想されますので、新年度予算編成時にはある程度の目減りはあるもの思
われます。

なお、運営協議会では、その資産割のほうを段階的に削減していき、令和11年度からはゼロとなるよう財
政状況も見ながら、その都度標準保険料に近づけつつ、統一間際になってから大きな変動が生じないようにす
ることも確認されております。

次に、資料1の3ページをご覧ください。

モデルケースに改定案を当てはめて現行の保険税率との比較を試算したものでございます。

上段は4人家族で所得が200万円、固定資産税がゼロ円、つまり資産をお持ちでない現役世代のパターン、
一方、下段は2人家族で年金収入、所得は85万円で固定資産税が8万円、こちらは持家に暮らす高齢者夫婦
のパターンとなります。

ではまず、上段の4人家族のほうの内訳でございます。

年額は現行では25万3,600円が30万4,300円となり5万700円の上昇となります。固定資産税
が課税されておられませんので、試算割が減少した影響が全くないほか、平等割の減少はあるものの所得割、均

等割の増加で全体が上昇しております。

次に、下段の高齢の2人家族のほうでございます。

年額では現行では10万2,900円が11万3,000円となり1万100円の上昇となります。

所得が少ないので、所得割の増加の影響は少なく均等割の増加はあるものの、資産割と平等割の減少から全体の上昇が抑制されております。

この2例はあくまでもモデルケースとして紹介をさせていただきましたが、ご承知のとおり所得や家族構成、固定資産税の有無等、個々の事情により国保税額は変動をいたします。

今回の改正は全体的に見れば、保険税額は上昇をいたします。

ただ、極端な例を挙げますと、所得が少なく固定資産税が高い方は現行よりも税額が減少する方も出てくるかと考えております。

それでは、改正条文のほうの説明をさせていただきます。

文言は読み上げると長くなりますので、内容の説明とさせていただきます。

新旧対照表の12ページから19ページまでと、先ほどの資料1の2ページ、この表です。それと資料2の1ページから、この条例改正内容対応表というこの資料2のほうをご覧くださいと思います。

今回の改正点は、大きく二つございます。

一つは、国保税賦課の基本の応能割、応益割のおのおの率や金額といったいわゆるベースとなる部分の改正、もう一つは、そのベースが改正されたことに伴う各種軽減額の改正でございます。

ではまず、新旧対照表の12ページをご覧ください。

第3条第1項において、「現行100分の7.0」を「100分の7.2」に改めます。

ここで資料2の1ページを見ていただきますと、第3条第1項は医療保険分の所得割の改正だということが示されております。

次に、資料1の2ページをご覧ください。

一番上の現行の保険料率、これが7%、それからこれを一番下の改正案の医療保険分を見ていただきますと7.2%になります。

このように対照していただくとお分かりいただけるかと思いますが、資料1の2ページの医療保険の段、これを現行から改正案への移行をさせますんで、それが第3条第1項で所得割、第4条で資産割、第5条で均等割、第5条の2第1号で平等割というふうに順に改正をしております。

第5条の2第2号につきましては、特定世帯に係る医療保険分の平等割の金額の改正でございますので、特定世帯とは、世帯の方が後期高齢者に移行されたことにより国保単身者となった世帯で、この場合は医療保険分及び後期高齢者支援分の平等割が5年間半額となります。

ですので、現行の医療保険分の平等割2万3,000円の2分の1の1万1,500円が改定案の医療保険分の平等割2万300円の2分の1の1万150円になるというような形になります。

また第5条の2第3号につきましては、特定継続世帯に係る医療保険分の平等割の金額の改正でございます。特定継続世帯とは、先ほどありました特定世帯であった5年間が終了した世帯で、この場合は医療保険分及び後期高齢者支援分の平等割が3年間、その4分の1が免除されるということになっております。

ですので、現行の医療保険分の平等割が2万3,000円の4分の3、1万7,250円が改正案の医療保険分の平等割2万3000円の4分の3の1万5,225円となります。

これと同様に後期高齢者支援分の段の所得割から平等割を、第6条から第7条の3第3号で改正をいたして、同じく介護保険分の段の所得割から平等割を第8条から第9条の3で改正をしております。

ただ、介護保険分に関しましては、特定世帯及び特定継続世帯の適用はございません。

次に、第23条第1項及び第2項は軽減金額の改正になります。

該当箇所は新旧対照表の16ページからとなります。

資料2は1ページの下段の第23条の部分でございます。

第23条第1項第1号アは1万9,040円を2万1,420円に改正をいたします。

これは、医療保険分の均等割の7割軽減額を改正するものでございます。

次に第23条第1項第1号イの（ア）は、医療保険分の平等割の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の7割軽減額。（イ）は同じく平等割の特定世帯の7割軽減額、（ウ）は同じく平等割の特定継続世帯の7割軽減額の改正になります。

以下同様に続きますが、資料2のほうをご覧くださいと分かるように、第23条第1項第1号は該当箇所は応益割の7割軽減額の改正でございます。

第2号は5割軽減の額の改正、それから第3号は2割軽減の額の改正というふうになります。

次に、新旧対照表でいきますと19ページになります。

資料2でいくと3ページをご覧ください。

第23条第2項は、未就学児の5割軽減の額の改正で第1号は医療保険分の均等割額に係るもので、第1項各号で定めた金額の5割に相当するものでございます。

一方、第2号は後期高齢者支援分に係るもので、これも第1項各号で定めた金額の5割に相当するものでございます。

少しややこしい説明でしたけれども、改正条文の説明は以上でございます。

この条例の施行日につきましては、令和7年4月1日からになります。また、改正後の規定は令和7年度以後の保険税について適用して、令和6年度分までは従前の例によります。

議案第32号の説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。議案第32号についてご質疑はございませんか。

ございませんか。

どうぞ、戸上委員。

○戸上 健委員 5点お伺いします。

課長の詳しい説明でおおむねこれは分かるんです、改定しなきゃいかんという理由は、これは分かります。分かるけれども、あまりにも値上げ幅というのが大きいです。

1点目ですけれども、これ幾ら上がるのかというのが市民の関心のもとになっております。モデルケース等、2人家族、高齢者の例は示されておりますけれども、そのほか一世帯当たりや1人当たりの課税額、これどれ

だけ上がるのか分かつとる範囲で教えてください。

○瀬崎伸一委員長 横田課長補佐。

○横田課長補佐 市民課、課長補佐、横田です。よろしくお願いします。

戸上委員のほうからご質問のありました件につきましては、今回令和6年度の課税情報を基に、国保連合会の支援を受けながら税額の試算ソフトのほうで計算をいたしますと、一番増えるところで、12万3,156円、あと一番減額するところで6万6,955円、こちらの世帯があるというような試算結果となっております。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 答弁では、最高上がる世帯は、現行より12万3,000円上がると、それから最小でも6万6,000円上がるという理解……。ごめん。

○瀬崎伸一委員長 横田課長補佐、どうぞ。

○横田課長補佐 6万6,955円減額になります。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。このモデルケースが出ておりますけれども、4人世帯で年間所得200万円の場合です、現行は25万3,600円で改定案によると30万4,300円に5万700円アップしますから、アップ率20%になります。

これ、間違いありませんか。

○瀬崎伸一委員長 市民課長。

○中井市民課長 このあくまでもモデルケースで計算をいたしますと、大体20%になります。全体額でいきますと、平均にならずと大体10%ぐらいになるかとは思いますが。

(「10%、はい、分かりました」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 これ、モデルケースで大体市民はイメージが湧くんですよ。どれぐらいになるかというのはね。僕は幸子先輩の代から30年議員しとるけれども、この間何回も国保税の上げたり下げたりというのが出ました。一遍に20%上がると、モデルケースですよ、というのは過去僕は記憶ありません。

2番目に子供の均等割についてお聞きしますけれども、国保世帯だけこの扶養というのが、共済も組合健保も協会けんぽも全部扶養になっとなつて、世帯1人分しか保険料払いません。しかし国保は全員が払わなければいかんと、それで僕も再三言うところけれども、赤ちゃんから国保の均等割、これは払わなければなりません。

現行は3万3,700円ですけれども、4万3,300円になるということですわね、そうすると9,600円アップするもんで28.5%上がるということになりますけれども、これは間違いありませんか。

○瀬崎伸一委員長 市民課長。

○中井市民課長 間違いございません。

○戸上 健委員 はい、そうするとこの子供がいる国保世帯というのは、何世帯ありますか。

○瀬崎伸一委員長 横田課長補佐。

○横田課長補佐 子供の定義にもよるんですけども、例えばゼロ歳から18歳までの方を子供として計算した

ときに、この6月時点の試算した中では延べ214世帯ございました。

以上です。

○戸上 健委員 214世帯。ゼロ歳から就学前では、国のほうが均等割については半額補助ということになっていますけれども、小学校入った途端、全額払わなければなりません。この改定案によると4万3,300円払わなければいかんということになります。

運協での議論についてお聞きしますけれども、先ほど課長の説明では、運協での活発な議論があったと、2回にわたって、活発な議論があったけれども、改定というのは値上げだけれども、これはやむを得ないという結論になったということでした。

運協の委員さんからこの大幅値上げ、モデル世帯で5万円上がるわけだけれども、それについて異論といたしますか、それはあんまりにもえらいやないかというふうな意見は出なかったのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 市民課長。

○中井市民課長 国保財政の状況を説明させていただく中で、全体的に上昇させないかんよねというのは、先ほど答申文の一部分を読み上げさせていただきましたけれども、後の世代に対して課題を残していくのはいいことではないだろうということで、ご理解をいただいたという形でございます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。それでこの国保のシステム全体がもうあかんもんで、鳥羽だけではありません。全国の国保会計、自治体、市町村はどんどん上げざるを得ないという状況となっております。

その中でも、鳥羽みたいにモデルケースで5万円一遍に上がるわけやろ、あんまりえらいともう腰抜かすわな。今でもあんた、25万円払っとるのに、これ30万円になるというのは、モデルケースの場合は子育て世帯だから、もう食料品にも金が要る、学校、教育費にも金が要ると、この上国保までということになるわけやもんで、激変緩和措置というのを取っております。

例えば、鳥羽の場合5万円上げるわけやけれども一挙に、今年度1万円上げざるを得ないと、また来年も1万円上げざるを得ないと、再来年も1万円上げざるを得ないと毎年ずっと5年先に5万円上げるとそういう措置を取っている自治体もあります。

鳥羽の場合は、一遍に上げるわけやけれども、先ほどの課長の説明では5,000万円利益というか、余剰金というか、それだけ5,000万円残るわけやな、今のでいくと。プラスマイナスゼロやなしに、5万円プラスが出ますということでした。間違っていたら言ってください。

せやもんで、執行部と運協の議論の中でそういう激変緩和措置をどうしようという議論はなかったのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 市民課長。

○中井市民課長 この今回の値上げはもちろん先ほど言わせていただきましたように、固定資産割の減少分についてはもちろん激変緩和をしとるわけなんです、段階的に下げていく。これは固定資産割が下がることによって所得割にかぶりますんで、それは段階的に下げていくというのが、一つは激変緩和措置です。

もう一つは、県の標準保険料のほうに令和11年度、令和15年度を目指して、県下統一を目指していくわ

けですけれども、そこを目指していくにはまだまだ上げていかなければなりません。

それでその統一のときに一遍に上げるとなると、うちで言うと今の段階ですと、1.2倍ぐらいにまだこれからなりますんで、それをするときには一遍に上げるのではなくて、これを段階的にやっていこうというお話を皆さんにさしていただいて、今回の値上げ自体も一つは激変緩和措置の一部になっております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。県に一体化したもんでな。そやもんで、鳥羽市の独自の努力ではこれはもうどうしようもないというのが、今の国保全体の状況です。その中で担当課が最大限頑張ったということはよう分かります、よう分かりますけれども、あまりにもべらぼうな値上げになりました。

一般質問でも言うたんですけれども、こんだけ最高上がる人は12万円上がるわけやろ、今から。それで、資産をどんと持っている人は資産割が3分の1になるもんで、せやもんでこの6万6,000円かえって減額になるけれども、そんなもの資産どんと持つとる人は、別に減ったかてどうってことあらへんわけやわな。

それで、資産もあらへん、家族も多いという人たちがこんだけどんと上がるわけやもんで、僕は滞納者が増えると思うんです。国保税払えませんかという人がどんと増えるというふうに思います。

その意味で、半年間滞納すると短期証やわな、1年滞納すると資格証でもう10割窓口で払わんならんということになります。

その際、一般質問では短期証であったとしても、今度なくしてしもうたけれども国のほうは、そういう相談があった場合は、これまでどおり親切に対応してやってくれよと課長はこれまでどおり寄り添って対応しますという答弁をもらいましたもんで、僕もその辺りは安心してはいますけれども……。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員、端的に。

○戸上 健委員 分かりました。市民課の窓口での対応が大事になるというふうに思います。

以上です、ごめん。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 それではないので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時14分 再開)

○瀬崎伸一委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第33号、工事請負変更契約の締結について担当課の説明を求めます。

教委総務課長。

○岡本教委総務課長 教育委員会総務課の岡本です。よろしくお願いします。

それでは議案書の18ページをお願いいたします。

議案第33号、工事請負変更契約の締結についてですけれども、本議案につきましては鳥羽東中学校大規模改修工事（令和6年度）の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、令和6年6月5日会議におきまして、可決いただきました鳥羽東中学校大規模改修工事（令和6年度）の工事請負契約、受注者は株式会社亀川組さんとなっています。この内容の一部を変更して、変更前の契約金額1億7,193万円に798万4,900円を増額して、変更後の契約金額を1億7,991万4,900円とするものでございます。

では、事前にお配りさせていただいた資料をお願いいたします。

既にご承知いただいておりますように、本年度は鳥羽東中学校校舎の2階フロアの改修に着手しております。資料におきましては、校舎2階部分の平面図を中心に主な変更内容をお示しさせていただきました。

まず、資料の左上辺りに小さな水色の枠がございますけれども、これは受水槽を示させていただいております。著しい劣化、老朽化で取替えをするものですが、当初は36立米の容量のものを予定しておりましたけれども、使用水量の実績を踏まえながら4立米の容量のものに変更する、ダウンサイジングを図っております。

この部分につきましては、費用を抑えることができたのかなと思っております。

次に、建物の左上のほうでピンク色で線を引いているところでございます。扉が劣化して不具合が見られましたので、取替えが必要となったというところで、木製建具の追加をさせていただきました。

そこから、右のほうへ見ていただきますと、1年生の普通教室が並んでいるところとなります。緑色のラインが横に引いてありますけれども、廊下と教室を区切ってあるパーティションがあった部分でございます。以前よりも明るい雰囲気を出すように、窓ガラスをはめ込んだパーティションへということで、木製建具の数量変更、鋼製建具の仕様見直しを図っております。

また一番右の教室は緑色のラインが縦に引いてありますけれども、これは木製建具で仕切ることで、少人数教室、2室として活用していく旨学校からも要望があり協議をしたところでございます。

次に、ベージュ色で塗ってあるところでございます。各教室の床の張り替えを行う際、その下地の調整が必要になったということから、床のレベリングを施すこととなりました。

続きまして、その教室のベージュ色部分の中に縦の水色のラインが引いてあると思います。これは画像にありますように教室の天井へプロジェクターレールを設置したものでございます。

これは、本来は教室の天井の真ん中に設置をする予定でしたが、例えば災害が発生した場合、落下の危険度というのも考慮しながら教室の前方に設置をする、さらに可動化するという事で柔軟な対応ができるかなということになっております。

以上、緑色のライン、ベージュ色で塗ったところ、水色のラインにつきましては、平面図の下の部分にも該当します特別支援教室と3年生の普通教室、進路指導室についても数量の違いはありますが、同様の内容となっておりますので、ご理解いただければと思います。

それと資料の右側に錠の画像をつけておりますけれども、2階フロア全体のクレセント錠、また建具の戸車も老朽化しているということから、取替えのほうをさせていただきました。

そのほか変更内容といたしましては、右下の枠内に空調設備の仕様変更などを含めました機械設備改修工事

関係、アスベストなどの撤去に係る解体工事関係などを上げさせていただいております。

以上、主な変更内容を含めた説明とさせていただきます。

本議案につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。議案第33号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第34号、指定管理者の指定について(鳥羽マリンターミナル)について担当課の説明を求めます。

建設課長。

○高村建設課長 建設課、高村です。よろしくお願いいたします。

議案書19ページをお願いいたします。

議案第34号、指定管理者の指定についてということで、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することにつきまして、同条第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

内容ですが、管理を行わせる公の施設の名称は鳥羽マリンターミナル、指定管理者は鳥羽市鳥羽一丁目2383番地42、一般財団法人鳥羽市の開発公社になりまして、副理事長が立花充です。指定の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

提案理由につきましては、担当のほうからご説明させていただきます。

よろしいでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 木田課長補佐。

○木田課長補佐 建設課、木田です。どうぞよろしくお願いいたします。

では事前に配付させていただいております資料をご覧ください。

経緯と指定管理者の募集目的、施設の管理運営方針、選定スケジュール、鳥羽市公の施設に係る指定管理者選定委員会、指定管理料の上限、指定管理候補者の概要等について触れさせていただいております。

まず、経緯について説明させていただきます。

令和4年4月1日から3年間の委託契約を結び、鳥羽マリンターミナルの指定管理を一般財団法人鳥羽市開発公社に委託しておりますが、令和7年3月31日をもって契約満了となることから、次期契約に向けた準備を行ってまいりました。

本年10月1日から指定管理者の公募を行った結果、1団体からの申請がありました。11月7日に鳥羽市公の施設に係る指定管理者選定委員会を開催し、申請者からのプレゼンテーションを実施、提案内容について審査した結果、指定管理者の候補者を選定いたしました。

続きまして、募集目的です。

鳥羽マリンターミナルは旅客船利用者の利便を図るとともに、海に親しみながら市民や観光客が集い交流できる空間を提供することを目的に設置されております。

鳥羽市では、平成19年度から指定管理者制度を導入しておりますが、サービスの向上と施設の効果的・効率的運営を行うため指定管理者を令和4年度のときに続いて募集、公募したものでございます。

鳥羽マリンターミナルの管理運営方針ですが、指定管理者の総意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理運営経費等の節減を図ることとしております。

この管理運営方針には基本方針と維持管理・運営方針があり、基本方針として、指定管理者は、先ほどの部分です、旅客船利用者の利便を図るとともに、海に親しみながら市民や観光客が集い交流ができる空間を提供するという設置理念に基づいた管理運営を行うことというふうにしております。

さらに具体性を持たせた維持管理・運営方針が四つございます。

一つ目が、質の高いサービスの提供と効率的な業務の遂行により、マリンターミナルの特性を最大限活用できるよう創意工夫に基づく効果的な管理運営を目指すこと。

二つ目が、市民や利用者の意見・要望等を真摯に受け止め、利用者のサービス向上に努め、施設の利用促進を図ること。

三つ目が、マリンターミナルの施設・設備の内容を十分に把握した上で、施設・設備を清潔かつ機能を正常に保持し、利用者に快適で安全な利用を提供できるよう適正な管理運営及び維持管理を行うこと。

四つ目がマリンターミナルの交流広場等でのにぎわいの創出を行うため、イベント等の自主事業を積極的に実施して、集客やマリンターミナル利用者の利便向上に努めることとすることとなっております。

今回の選定スケジュールでは、本年10月1日に広報とば及びホームページにおいて募集の周知を開始しております。10月11日に市内外から2団体が参加し、現地説明会を開催いたしました。10月23日から同31日まで申請書類の受付をしたところ、1団体からの申請がありました。11月7日に申請者によるプレゼンテーション、選定委員会からの質疑を実施し、審査を行いました。

公の施設に係る指定管理者選定委員会につきましては、8月28日に事前会議を開催しておりまして、スケジュール募集要項や業務仕様書、評価基準等について検討を行っております。

先ほどもお話ししました11月7日に選定委員会を開催し、事業計画書その他申請書類一式を基に、プレゼンテーション、質疑を行い、評価項目ごとにあらかじめ設定した採点表を用いて4人の選定委員が評価しております。

各100点の合計400点満点となっております、一般財団法人鳥羽市開発公社は333点、得点率83.25%となり、選定基準である得点率60%をクリアする結果となっております。

指定管理料の上限につきましては、去る9月の市議会会議において、鳥羽マリンターミナル指定管理業務の債務負担行為として限度額4,789万円をお認めいただきましたので、これが令和7年度から令和9年度までの3年間の上限額となっております。

指定管理者の候補者である一般財団法人鳥羽市開発公社の概要につきましても書かせていただいておりますが、こちらのほうの口頭による説明は皆さんよくご存じだと思いますので、省略させていただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。議案第34号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですね。では、ないようですので次に、議案第35号、指定管理者の指定について

(鳥羽市民体育館外6施設)について、担当課の説明を求めます。

教委生涯学習課長。

○奥村教委生涯学習課長 生涯学習課、奥村です。よろしくお願いします。

それでは、議案書20ページ、議案第35号、指定管理者の指定についてご説明します。

管理を行わせる公の施設の名称は鳥羽市民体育館、以下記載のとおりでございます。

指定管理者は住所を飛ばしますが、三幸株式会社、指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

それでは、事前に提出いたしました生涯学習課資料をご覧いただきたいと思います。

それでは、1点目経緯です。

少しはしらせていただきます。

前回は令和4年4月1日から3年間の協定となりました。現行の指定管理者は三幸株式会社でございます。令和7年3月31日をもって協定が満了となりますので、準備を進めてまいりました。

9月から指定管理者の公募を行った結果、現指定管理者、1団体から申請がありまして、そちらの審査をした結果、指定管理者の候補者として選定をいたしました。

2番、指定管理者募集の目的については、省略をさせていただきます。

3番です、教育委員会において、新たに仕様書に記載した次期指定管理者募集における変更点についてご説明します。

指定管理につきましては、住民利用者から寄せられる各種要望、または市としてのスポーツ、文化振興、推進施策におきまして、まず、募集時点で我々の側で業務資料を適切に調節して必要経費を積算していく必要があります。

その上で応募者独自の工夫による取組を展開していくということで、まずこちらでこれをやる時期、指定管理期間中にやってほしいと設定したこれまでとの変更点を少しご説明させていただきます。

まず、表の中ですが、指定管理期間、3年間から今回は5年間と変更させていただきました。

サービスの向上という観点で、開場時間外の準備を早くしたいですとかそういう要望が多数ありますので、そちらに対応する人件費の分を増加させていただきました。

古い施設もいろいろ含まれておりますので、維持管理経費の追加としまして、いろいろと盛っております。

まず、光熱水費、最近燃油高騰等で非常に上下に振れます。そういうことで、基本的に増やしておりますが、増やした分、じゃ、使わなかったらどうするんだというところもありますので、一部の地方公共団体が導入のほうが始まっております精算方式というのを初めて適用させていただきました。それだけ使わなかったから返してもらい、それよりも増えたらその分払わせてもらいますという制度です。

それから修繕料の増、こちらも一定額渡しておいて、そこまで至らなかったら精算する方式を適用させていただきました。

また、指定管理者が行う修繕範囲の拡大としまして、1件当たり30万円までが指定管理者が修繕を行う範囲だったんですが、今回50万円に拡充させていただいて、素早く修繕できるように対応させていただきます。

それから、野球場のほうなんですけど、今年度手を入れていただきますので、定期メンテナンス費を増額させ

ていただきました。こちらでも精算方式を適用します。

それから、部活動地域移行及び児童生徒のスポーツ振興等の対応ということで、市長、教育長、企画財政課、いろいろと相談をさせていただきまして、今進めております部活動地域移行、学校部活動から地域での受皿を準備していくというところで、これまでただで使えていたところが有料になって、それが家庭の負担になるというところを鑑みまして、減免範囲の拡大をさせていただきました。

スポーツ少年団、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、部活動地域移行の受皿となる団体が、小中学生を対象とする活動を行う場合に、今回から免除とさせていただきたいと思っております。

ただ、じゃ、と言って取りまくってくるようなことがないように、キャンセルのほうはこれまでどおり適用したいと思っております。

それから次のところ飛ばしまして、情報発信・営業のところですよ。

これまできちんと明記されておりましたが、スポーツ合宿やM I C Eの誘致等、交流人口拡大のための営業活動を半年に1回以上実施してほしいと仕様に書きました。

それから市内からの優先調達も書かせていただきます。

それでは、次のページをご覧ください。

選定スケジュールは省略をさせていただきまして、5番、選定委員会の開催ですが、今回の選定委員は副市長、企画財政課長、総務課長と私でございます。

その結果、選定基準を超える265点を獲得しましたので、応募者三幸株式会社を候補者に選定いたしました。

その下です、提案のあった内容、一部抜粋してご紹介いたします。

施設利用者数の目標を令和11年度、令和5年度比の5%アップという目標に設定をされておりました。

管理運営の方針としまして現在指定管理に含まれていないんですが、リノベーションが進む中央公園部分含め、スポーツ・文化活動の交流拠点として魅力的な運営を推進するということ。

それから、老朽化の進む施設については、予防保全による延命化を図るということがうたわれております。

それから生涯学習講座ですが、令和5年実績36程度やっていたいておるんですが、令和7年以降、年間おおむね40以上計画をされております。

自主事業、指定管理者の裁量による事業なんですが、施設をより身近に、気軽に、便利に楽しんでいただけるようにということで、イベント時などのキッチンカーの出展、外ヨガなどということをやっていく計画となっております。

一つ飛ばしまして情報発信・営業です。

運動施設の認識レベル、利用したことがある方から利用したことがない方まで、そういったレベルに合わせて広報・PR策を展開するというので、特に括弧内にございますが、インスタグラムのフォローキャンペーンの実施を計画しておりました。

それから続きまして、次のページいただまして6番、指定管理料の上限です。2億864万5,000円。5年間で上限としておりますが、ただしこちら先ほどの建設課の説明は債務負担行為と一緒に額だという話をされておりましたけれども、今回燃油高騰等の可能性がありますので、債務負担行為も低い額

で設定をさせていただいております。

精算方式の導入で光熱水費等の著しい高騰等があった場合には、この債務負担行為限度額の範囲で変更となる場合がございます。

指定管理者の概要はもうご承知のとおりですので省略させていただきます。

少し口頭で説明させていただきますが、現行の事業者が継続する案件ともなりますので、現在よい評価もさせていただいております。

前回、三幸から公募時の提出のあった事業計画で施設利用者数の目標値が6万3,000人になっておりましたが、こちらも達成しております。また各種講座や教室の実施度合い、人気ぶりもなかなかのものだと思っております。スタッフの接客対応がどうですかという利用者アンケートも取っておりますが、そちらの調査結果ですとかSNSを新規開設して情報発信を強化してきた等々、担当課としては評価をしているところでございます。

一方、苦情ですとか要望があったところで、これはこれまで私どものほうも一緒に対応してきておるんですが、まず時間早めに開けてほしいというのは、今回先ほど申し上げましたように、費用を大目に盛らせていただきました。それから、事前予約ができる期間が短いとかキャンセル料発生タイミングですとか、あと破損箇所のメンテナンスなどにつきましては、これまで例規類の改定等をしてきたり今回経費を盛らせていただいたりしてきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明が終わりました。議案第35号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、説明員入室のため暫時休憩いたします。

(午前11時37分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○瀬崎伸一委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第29号、鳥羽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第２９号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３０号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第３０号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３１号、鳥羽市分課組織条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第３１号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第３２号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第３２号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第３３号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第３３号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３４号、指定管理者の指定について（鳥羽マリナターミナル）原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第３４号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３５号、指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館外６施設）原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第３５号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は、全て終了しました。

それでは、その他の通告が出ていますので、説明員交代のため、皆さんしばらくお待ちください。

それでは再開して始めます。

その他の項に入ります。

公告入札第48号から第52号についてに入りたいと思います。

この件については、委員全員で説明を受け、質疑応答を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、中止・延期になった経緯、理由について、過去に同様の事例があるのかについて、再発防止に向けた今後の対策について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○**勢力総務課長** 総務課、勢力です。よろしくお願いします。

先にちょっとお伺いします。

今内容、委員長のほうから三つ列記していただきましたけれども、続けて説明させていただいたらよろしいでしょうか。

○**瀬崎伸一委員長** はい、よろしくお願いします。

○**勢力総務課長** はい、ありがとうございます。

それでは、まず初めに、行政常任委員会において、令和6年度公告入札第48号から第52号について説明の機会を設けていただき誠にありがとうございます。

それでは、令和6年11月27日に行いました公告入札第48号から第52号までについて、まず、入札を中止・延期になった経緯、理由について私のほうからご説明させていただきます。

入札の事務担当は総務課契約管財係で行っており、設計金額が130万円超えの一般競争入札、指名競争入札等が対象となります。

同日11月27日の入札は、資料2枚ほど出させていただいておりますが、資料にて提出させていただいた下記の5件を行う予定でありました。

その際1件目の公告第48号、旧安楽島保育所解体工事の条件付一般競争入札において、開札結果を会場で発表したところ、参加者のお一人から指摘があり、また契約担当者が積算誤りの疑いを感じたことから落札候補者を決定するくじの実施などの入札手続を保留し、その後相談の上解散しました。

また、同日に予定していましたそれ以降の2件目以降の入札4件は、1件目の確認結果による影響を考慮し、全て延期といたしました。

その後、設計担当課において積算を確認したところ、旧安楽島保育所解体工事ほか2件について積算の誤りが判明したため、資料下記の真ん中上ですが、中止とする入札3件、鳥羽市公告入札第48号旧安楽島保育所解体工事、同49号保健福祉センターひだまりデイサービスフロア改修工事、同第51号旧鳥羽小学校校舎外壁改修工事の3件について積算誤りが判明したため、一番下のほうですが、資料下記の中止とする入札の3件を中止し、その下の延期とする入札についての2件には日時を変更して入札を行うこととし、資料でつけさせていただきました12月2日付に入札参加者に通知しました。

この延期した2件は資料の下のほうですが、入札取扱いにより12月5日、下線で引いておりますが、入札を行い落札業者は決定しているところでございます。

なお、積算誤りについては、同日先ほどからご説明させていただきました12月2日に入札参加者に通知した際に添付したもの、資料の裏面になりますが、別紙で提出させていただいたものが理由となっております。

処分費についての誤りということで確認しております。

一番目の質問、説明は私からとさせていただきます。

○瀬崎伸一委員長 建設課長。

○高村建設課長 建設課、高村です。よろしくお願いいたします。

中止理由以下、建設のほうでご説明させていただきます。

まず、中止の理由につきましては、先ほどからもお話上がっていますように、当方の積算に誤りがあったため、入札を中止いたしました。

先ほどお配りさせていただいている資料の2枚目のほうで、工事費積算参考資料2の取扱のほうをご覧ください。

この4月から建築の分野の入札においても、こちら工事費積算参考資料というものを添付するようになりました。

こちらの資料の上のほう、見ていただきますと、積算基準と書いてございます。ここの中身が公共建築工事積算基準によると記しておりまして、これは国の積算基準によるということを示しております。

違算の部分のご説明ですけれども、この下のところ、費目分けてご説明させていただきたいんですけれども、今の基準のところの下が、直接工事費積上げ分というところで、こちらが例えば材料費であったり、人件費であったり、施工する手間であったり、必要なものをつくるために必要なものを積み上げてきたところが直接工事費となっております、そこに処分費等々も含まれておって、これを含めて直接工事費と言います。

その下のところに、共通仮設費とございます。

その下に現場管理費、一般管理費、この直接工事費と共通仮設費、現場管理費、一般管理費を積み上げてきてまして、工事の予定価格ということを定めてございます。

違算の部分のところのご説明ですが、ちょうどこちらの共通仮設費と現場管理費の算定のところで間違いがありまして、国の積算では、処分費を除いてその共通仮設費と現場管理費を算定することになっておるんですが、今回内容確認しましたところ、こちら処分費を含んで計算しておるところの違算が判明してまいりましたものですから、ここ部分で違算を確認したことから、入札を中止いたしました。

続きまして、2のところの過去に同様の事例があるのかというところにつきまして、内容を確認いたしましたところ、令和6年度における先ほどの処分費を含む工事を入札した案件としては、過去に4件、令和6年度から4件ございました。

再発防止に向けた今後の対応についてというところですが、こちら今回の違算を確認した部分につきまして、特に重点を重きを置きながら積算の内容のチェック体制の強化、続きまして今入札中止した部分について、情報共有ということで同じミスを犯さないようにということで、水平展開を行って情報共有を図る、こちら先ほどお示しましたところの工事費積算参考資料も、今後入札の公告時に添付するこの資料につきまして、処分費の扱いについてというところをしっかりと分かるようにということで、明示をさせていただくとともに、次年度以降こちら予算議論になりますけれども、積算システムの導入ということも検討させていただきながら、しっかりと再発防止に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です、はい。よろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 それでは担当課による説明は終わりました。これより質疑に入りますが、質問の内容はただいまご説明をいただいた公告入札第48号から第52号についての範囲内にとどめていただきますようお願いをいたします。

それでは、この件につきましてご質疑はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 1者の報告でこれが表に出たわけですね、説明でいくと。その業者さんは、訴えた側の業者さんはそれなりに知識があるという、本来の知識を習得しとると。ほかの企業さん、参加企業さんなんかは何もなかったわけですね。それで、今回のその指摘で二つ前のが出てきたということですね。

これやっぱりチェック機能がなくてへんという裏づけですやんか。

その今課長が言われたいろいろ変更時期がここには載っていますけれども、ただこれをしっかりできるもので行政ですね。骨幹揺らがされたような鳥羽市の入札おかしいんじゃないかと言われてもこれを徹底してもらわないかん。二重、三重のチェック、やっぱり課長らは専門職ですから特にお願いしたいところですよ。

これ今回の1者のどこか知りませんが、指摘がなかったらまた流れとったわけですね。これ総務課長、今後どういう取組を徹底することによってこういう事故的な問題が発生しいひんと、それはしっかりとていかないかんというんは、やっぱりおたくら入札関係しとる課ですから、ここを一番大事にしてもらわな、過去に遡ることはないとしても、今後こういう事故が絶対起こらないというのが前提ですよ、そこはしっかりとていください。

そうせな、業者さんも不安になるし、やっぱり予算のつけ方もおかしくなるし、こういうことが二度と起こらないようにしてください。

以上です。答弁はいいです。

○瀬崎伸一委員長 答弁は求めないということで。

ほかにございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 一通り説明をいただきました。今回、業者のほうからおかしいんじゃないかということで、入札を途中で止めた。それで、二つ目の説明のところにも関係してくるかと思うんですけども、中止してから私もこの工事に応札しておった業者何社かに聞き取りもさせていただきました。

今までこういう工事があって、言われるように処分費の取扱い、共通仮設費とかそういう専門的なことは業者もちゃんと知つとるわけで、それが今まで外したり外さなかったりとかあって、統一されていないと、非常に戸惑うんやと。なんでこういう結果になるんであろうと今まで疑問に思っておったけれども、こういうことが続くのでこの前の入札会場で止めたんやと、調査してくれと。

まあ結果は、単純ミスやと思うんですけども、いろいろ聞いていく中でどこをどう間違ったのかというのを本当に懸念されていて、工事の参考積算の出すやんか、参考資料というのが、あれに基づいたときに、今回失格扱いみたい、失格とは言っていないけれども、1万円安い業者が数十者あったと。

どう積算してもその金額にしかないということでした。どうやったらその1万円高い金額になってしま

うのか、いろいろ今言われたようなことですが、細かいことは避けたいと思うけれども、言われとった処分費を直工で上げやないかんのを直工やなしに、共通仮設費のほうの実計算のほうに持っていったんかな、その辺、ちょっとその部分だけ詳しく説明していただきたいかなと思うけれども、言える範囲で結構ですけれども、どういう間違いがあったのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○瀬崎伸一委員長　できますか。建設課長。

○高村建設課長　ご質問いただいた件につきまして、まずは令和5年度まで鳥羽市同じ建築の分野で入札を行っていった案件については、こちらの工事費積算参考資料というものをつけてなかったんですね。そしてそれまで、鳥羽市も変わらず、今の共通仮設費と現場管理費を算出するにあっては、今の処分費を含んで算定してきておったというところがこれまででして、ただいまお話がありましたように、そこがしっかりその積算が何による、よっているんだというところをしっかりと示していこうということで、この令和6年度の入札からはこの工事費積算参考資料を添付しました。

添付した中には、しっかり国の算定基準に基づいて積算しなさいよということをお示ししたんですけれども、そこで処分費のところの計算を従来鳥羽市は含んで計算しておりましたものですから、そこは国によりますと、本来処分費を除いて算定しなければならないというところの、言うたら国にしなさいよと言いながら、そこを国の積算基準の合うように修正をしていなかったところで違算が生じてまいりましたものですから、今後そのところをしっかりと正して今繰り返しになりますけれども、その部分がすごくほかの土木の工事でも過去に処分費の控除であったりというところがミスにつながっておったところでしたものですから、今回まさに私も県から来ておってお恥ずかしい話なんですけれども、その部分で今回処分費のところ間違いが起こったということなので、こちらの積算参考資料のほうにしっかりと国によってこういったことで算定するよということを示しながら再発防止に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長　少々お待ちください。12時を回りますが、このまま続けさせていただきます。

木下委員。

○木下順一委員　今建設課長のほうから答弁いただいたように、今後はしっかり透明性のあるやり方でやっていただいて、業者がもう戸惑わないというか、しっかり同条件の中でやっていただくようにこれはお願いしておきます。

それで、先ほど言うた4件、今年度になってからあると、これはもう工事が終わってしまっているもんもあるやろうし、継続中というかまだ工事が終わっていない部分もあると思うけれども、そこは試算というか、やられたかどうか。これ1万円差で落札、落札していないという物件ばかりです、多分4件とも。

そのあたり今後のこともあるんでね、言われとったようなミスの中で業者が決まってしまうのかいなのか、その辺りお答えができるのか。

○瀬崎伸一委員長　建設課長。

○高村建設課長　今お話がありました4件のうち、2件はもう既に工事が完了しております。こちらのほうにつきましては、設計額も低かったものですから、その差が表れてきておらなくてというところもありまして、そこでは業者が変わるというところ辺はなかった、ただそこについては工事も完了していて現場も終わって支

払いも終わっておるところですから、対応は考えておりません。

あと、残り2件につきましては、内容を確認しました。

こちら可能性としては変わり得る可能性はあったかと思いますが、と言いますのは、当然今お示しした予定価格、それを正しく算定すると当然予定価格、額が変わったはずで、変わります。それに基づいて決まった中での最低制限価格というものも決まっていますので、今お示ししている価格からその予定価格と最低制限価格は変わってきます。それをお示しした中で入札をかけたなら、今請け負っとる業者が変わった可能性もありますし、ただ適切に算定したときに今の処分費のところを注意してお示ししておれば、こういったところでの間違いもなかった可能性もあります。

そういったところでの検証はしたところではございます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 またそれはそこで止めておきますけれども、今回このようなことがあって、管財のほうにお聞きするけれども、こういう違算入札というか違算設計があった場合の今回入札の開封はして、業者を決めるところで止まったけれども、これが今過去の例なんかがあって違算契約してしまっている可能性もなきにしもあらずのところがあるんですけれども、こういうときの取扱い、要綱みたいな決めみたいなものが管財に聞いたらないというようなことでしたけれども、こういうこともまたあらんとは限らるので、こういう場合の入札前に違算が分かった場合、入札中に違算が分かった場合、契約してしまった場合、契約して工事が進んでしまった場合とかいろいろあるかと思うんですけれども、こういうような要綱というんですか、何か取決めをしておいたほうが今後職員のためにもいいんじゃないかなと思うし、その辺管財のほうか総務ですか、ご意見あるのであれば、考え方があるのであればお示しいただきたいかなと思います。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 木下委員のご質問で、確かに要綱等の定めは必要かなというのは、つくづく感じたところでございます。今後、先ほどの議案等もありましたが、DX等の推進で電子入札等、そういうものが入ってくると、特に必要になってくるといふふうにも認識しておりますし、今回の違算等に伴うものについても基本的なルー的的なものは確認できるかなというところの中で、何度も繰り返しになりますけれども、一応要綱等の制定は必要かなというふうに感じておりますので、検討していきたいと思っております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 建設課長、これ工事参考資料ですか、これをお出しするのは、私、公務員を守るためのものやと思うてます。

職員を守るためにこういう開示をするんであって、せやから職員の負担にならんようにぜひその辺しっかりとやっていたきたいなと思っています。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 答弁はよろしいですか。

○木下順一委員 はい。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

山本哲也委員。

○山本哲也委員 先ほど最後の木下委員の質問ともちよつかぶるかもしれないんですけど、その止めるタイミングというのは、それが正しいタイミングでもうそうせざるを得なかったようなものなのか、そのルールに基づいてそこで止めたのかどうなのか、そのところはどのような感じなのか。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 一応入札の途中ですね、異議という形は本来認めていないところです。

今尾崎委員が言われた一人の方というのは、異議というより、ちょっと回答を求められたところもありますけれども、異議というふうには取り扱わずにその後担当職員の経験則というか、やはり異常を感じたところがありましたので、一旦中段して私のところに相談に来てどうしようかなという相談、ただ違算が分かったのは、その場ですぐに確認できることではございませんでしたので、最終的には担当者と私のほうの判断で中止という形にさせていただきました、これは異例かなと思います。

今回、結果としてはよかったと思います。結果はよかったようになりました、中止してまた改めてできるようになったということではよかったんですけども、あまり中止にするということは難しいかなとは思ってはいったところで、なかなか難しい判断をさせてもらったのかなと思っています。

○瀬崎伸一委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ルール的に課長の判断で中止はできるということでもいいですね。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 一旦は中断してそのまま何もなければ、また別の日に継続してできるという形で中止させていただきましたので、一旦その段階ではまだ継続はしていました。

あと残りの4件については、鳥羽市の場合、1日一つの契約だけになりますので、これだけせずにあとの四つの契約をした場合に、高いもの順番に公告しておりますので、そこら辺の不備もあるということで、併せて4件とも中断という形でして、先ほどの一つ目と一緒に中止という決断をさせていただきました。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。その辺のルールに基づいて止められたりどうのこうのと言うんやったらいいかなと思うんですけども。

あとこれ気になったのが、この取扱いについてということで文章出してもらっていますが、入札参加者各位のみなんですよ、ホームページ見ても今回の一連の誤りとかという部分が、特に一般の方というのは分からへんし、特に謝罪とかおわびの文章とかその文言がくっついとるわけでもないのかなというふうに思うんですけども、なんかごめんなさいする部分とかというのはあまりない感じなのか。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 山本委員言われたようにホームページ上の報告がないので、市民の方へのおわびというのはございませんでしたけれども、参加された事業者の方々には入札会場において、丁寧に説明させていただいたところですので、ご理解いただきたいと思います。

○瀬崎伸一委員長 山本委員。

○山本哲也委員 はい、ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 建設課長。

○高村建設課長 補足で、入札参加者の方にはこういったことということでお示しさせていただきとるのと併せて入札の内容については、こちらホームページのほうにも積算参考資料というところでは添付して周知させていただきたいと思っております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 時間過ぎていますが、ちょっと質問させてもらいます。

先ほど建設課長の答弁で、前私が3月のときに一般質問させてもらったように、国の基準に準じてやっていくということで、営繕の積算システム導入したらどうやということでも検討されるということで、今回も先ほどの答弁の中でしていくということで、エクセルで手計算でやるとこういうヒューマンエラーが起こるということで、あのとき言わせてもらって建設課長、前向きに検討していくということやったんですけれども、年度の途中でもやっておれば、今回のことも未然に防げた可能性もあるということで、ぜひ、今後令和7年度に向けて暫定予算ですので、取りあえずは骨格予算ということですが、実際は内容的にはそういった国のシステムを導入するだけです、ライセンスを取るだけですと取れると思いますし、新しい市長になってから6月実際始まる前に、できたら予算を獲得して職員の講習も含めてしっかりとそういったシステムを使えるようにして、新たな設計に入っていくというのが、時間的なロスも防げるとかなと思いますので、ぜひ今から財務との交渉にも入ると思うんですが、ぜひ早めにやっていただきたいなというところがあります。それをちょっとお願いしたいなと思います。

○瀬崎伸一委員長 建設課長。

○高村建設課長 今お話いただきましたとおり、なかなかエクセルで手計算でというところでは、ヒューマンエラーを除いていくところは厳しいところもございます。

今おっしゃられましたように、予算議論になりますけれども、今回のことを機にしっかりと声を上げて予算計上できるようにということで建設課としては頑張っていきたいと思えます。

ただそれは、つけていただける、いただけないは今後の議論になりますけれども、ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 もう1点お聞きします。

今回、一番最初の入札でそういった違算があったということで、チェック体制、本当にみんなでチェックせないかんということなんですけれども、この一旦中止した業務とかそういったところは入札をしようと思って標準工期つくってやろうとしたところが、再度再入札になるということですのですぐにやった入札はいいんですが、実際その他の今からやらないかんところは、実際標準工期を取れるような3月までにできるかどうかというところの検討はされておるか教えてください。

○瀬崎伸一委員長 建設課長。

○高村建設課長 今おっしゃられましたように入札中止になった案件、再度積算しまして確認しましたところ標準工期は取れておるとのこと、もうこちらでは請求書も手放して進めておるところでございます。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 チェックされとるということですので年度末になりますので、建築以外にも舗装工事なんかも業者さんも混んどったりとかして、なかなか応札しない業者も出てきておりますので、ぜひ速やかに工事発注もしていただきたいかなと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

（「ちょっと1点だけ」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 1者が訴えてきたわけですね。この工事積算根拠が変わつとるぞと。その業者さんは合っていたわけなんですか。あとの人らが間違つとったということなんですか。

それが違って、その訴えてきた業者さんというのは、この積算根拠が分かっていたもので、その適正な積算根拠より1万円低いのが、その訴えてきた業者以外なんですか。それとも訴えてきた業者が1万円低かったとか、本来合っていた部分が1者だけあったんですかという話ですね。

それなら違って、これを見てちゃんと積算根拠に基づいて積算して出した人が合っていて、見てない人が間違つとったんですか。それならば、なぜこれを中止にするということになれば、合っていた業者さんは文句言うでしょう、それはなかったか。

すみませんと、謝ったのか謝ってへんのか、山本委員から話なんやけれども、これが合っていた業者が全部不履行だと、一から仕切り直すぞと。何かおかしい話ですね、謝るとか謝らないとかの前に。

やはり法令遵守なんで、合っていた人が何で間違っているのにそれを訴えることによって、本来の積算根拠が揺るがされて中止になったんですね。

本来この新しい積算根拠を把握している業者が1者しかなかったという考え方の中でも、その人が合っていたわけですね。ほなそこへ落ちていくんちゃうの。

だけどほかの人が分からんだということで、中止にしたんか。何かそれ適正じゃないような、謝る、謝らないじゃなしに、ちゃんとこの情報を知つとった方はその1万円の差の正しい方向で入札いけとったら、そら本来落としていくべきことじゃないのかな。法に沿って……。

○木下順一委員 前提条件をもうちょっと開示してやらんと……。

○尾崎 幹委員 それはもう監査でやって。監査がやることいっぱいあるよって、もうこれ見るだけで、全書類持ってこさせて詳しく調べたらいいだけやんか、僕らようしたよって、二日くらいかけて。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 今のご質問ですけれども、まず今回のこの旧安楽島の解体工事は17者応札に応じていました。

そのうちの四つが予定価格書内でした。残りの13のうち12、今言われた1件の提案があったところも含んで12件が1万円低くて、最低制限価格を下回ったので、本来失格扱いです。

この段階では、違算があったということで、それはその当時の入札の段階では、それが正解ですので、そのまま継続してしまうと12者が失格という扱いとなってしまうので、中止をさせていただいたところです。

予定価格調書の数字がこの時点では一番正當なところでございますので、中止・延期という形にさせていただきました。

あともう一つ、ごめんなさい、さきほど山本委員から説明でおわび等の件もちょっと補足というか追加させていただくと、12月2日の日にファクスでこの取扱と積算基準のこの2枚を送らせていただきました。

併せて、各事業者全てに電話で連絡させていただいて、担当者からおわびと説明のほうさせていただいたところで、追加でごめんなさい、先ほど私から説明漏れていましたのでさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 それはいいんです。全17者は納得してもうたんやね。しっかりと納得したという考え方でよろしいんやね。

17者さんは今言われたような説明を各社にしたら、おわびと。17者全部がほんだらもうそれで再度しましょうという話になつとんのやったら問題ないと僕は思うんやけれども、その中でも4者は合っていたわけですね。その4者が文句もくそも言わへんの。よう分からへんけれども。

そういうクレームというか、それは法令遵守やで。クレーム出したと思うんさな。これ、行政のやっぱり仕組にのっとって、そこら辺全17者が合意形成で再度入札するという方向性でまとまったらいいけれど、押しつけとんならまた問題やな。

それだけ教えて。17者が大丈夫です、もう一度やってくださいという話やったらいいけれども、4者は合っていて17者はやっぱりこの情報を自分のところの会社としては把握していなかったという答えですやんか。

それを17者再度するんやけれども、その再度でいいですよというクレームが出た業者はなかったんですか、これ。普通あるでしょう。正しい方向へ流れとる人らが振出しに戻されて、失格の業者がもう一遍振出しで入札できるってそれこそ不公平になってへん。今みんなの話聞いとったらそこが一番問題ちゃうの、おたくらの。

○瀬崎伸一委員長 総務課長、どうぞ。

○勢力総務課長 言われるように4者の中から1者、ちょっと提案というか意見はありました。その中で先ほど私が説明した中で、途中の異議というのうちは受け付けないという形にはさせていただいているので、そういうもので、本来駄目じゃないかということではお伺いはされましたけれども、説明もさせてもらったとおり、異議というか、そういうお話を受けた中で担当者のほうがちょっと違算があったんじゃないかと感じたというところで止めさせていただいたという説明をさせていただいたところです。

○尾崎 幹委員 いや、僕の聞いとるのは、その17者の業者さんが全員、おたくらの情報の有無が問題になったと思うんですよ。

本来は業者さん、入札する人がやっぱり国の積算根拠でやるわけですから、そういう3月27日のその指針の中身は自分らでやっぱり探っていくかないかんのが、本来やと思います。

入札制度のときに、積算根拠の変更とかそういうのがあったら、それは停止するわけですね。

本来17者が再度入札してもええよと言うんやったら全然僕も問題ないんです。ただその中で絶対これおかしいよねという業者があったら、そこをこういうことやで入札制度としては、こういう今監査委員でもある順一さんが言ったような流れをしっかりとはめ込んだ改善策を僕らに示さないかんわね、しっかりと。

そこはないということは、もう一つ協議していないというのがそこで見えてくるよって。協議して、しっかりと正しい方向へ流れるようなやはり取組は絶対必要やね、管財は特に。そこをしっかりとやってください。もうこれ指摘しとくよ。次同じことが起こったらやっぱり怠慢な証拠や、職員の。そこはしっかりとして。

○瀬崎伸一委員長 建設課長。

○高村建設課長 今のお話でちょっとお話しさせていただきたいんですけども、この今の入札の件について、もう一度お話させていただきますと、4者が間違った積算に基づいて予定価格の中に納まっていた。あと残りの12者が予定価格を下回って失格になっている状態でありました。

私も報告いただいてその札の並びを見たときに、大体12者が1万円下で予定価格を下回って失格になっておると、まず我々の積算に誤りがあるなと私感じましたので、中身について確認させたところ、やはり先ほどの処分費のところでは違算がありました。

そこを逆算していく中で、正しく国の算定基準によって最低制限価格を出してきた業者というのは、今失格になっている12者でした。

だから、本来正しく積算していたのであれば、失格にならずに落札できるところにあったのに、我々が違算したことによって、そこを受注できる機会を失ったというところで、そこで公平性が担保されていないと分かりましたものですから、今回の入札を中止させていただいて、正すべきところを正して、再入札にというところで作業させていただいたところでございます。

（「公平じゃなかったということやね。そこまで認識しとるなら課長責任取らないかん、以上」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 それではないので、以上で通告によるその他の項を終わります。

続いて、鳥羽美台町内会とのミライトークで出た意見に関する所管事務調査についての協議を行いますので、説明員は退席をお願いいたします。しばらくお待ちください。

それでは引き続き会議を再開いたします。

皆様ご承知のとおり、9月に開催した鳥羽美台町内会とのミライトークで出た意見に関する所管事務調査について、10月17日に所管課へのヒアリングを行いました。

ヒアリングの後、委員間討議において、報告書の内容については正副委員長にご一任をいただくということでございまして、事前にドライブのほうには共有をさせていただいております行政常任委員会所管事務調査報告書（案）のとおりまとめさせていただきました。

細かい内容の読み上げはいたしませんけれども、6ページの下段の7. 調査結果をご覧ください。

こちらの記載にありますとおり今回の所管事務調査につきましては、鳥羽市の公共交通については、議会といたしましては、今後も引き続きスクールバス、かもめバスの停留所における安全の確保を求めていくこと、太陽光発電事業者への対応については、今回の所管事務調査をきっかけとして、県に動きが見え始めたことから、今後も議会として県の動向を注視していき、所管課に対しても適宜状況確認を行っていくとの結論を導きました。

また、今回の所管事務調査の調査は完了いたしますけれども、今後もこの2件についてはチェックをしていくべきと考えますので、次年度以降の行政常任委員会の班体制で行っておる所管事務調査のテーマとして上げていくべきだというふうに考えております。

このようにさせていただき、鳥羽美台町内会への報告をこちらの報告書の内容に基づいて行いたいと考えておりますけれども、皆様このことについて何かご意見はございますか。

（「なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 よろしいですか、ありがとうございます。

それではそのように対応させていただきますので、皆様ご承知おきください。

本日ご協議いただく内容は以上で全部となります。

本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

それではこれもちまして、行政常任委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

（午後 0時28分 散会）

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和6年12月9日

行政常任委員長 瀬 崎 伸 一